

公 告

(仮称) 第 3 次浜田市総合振興計画等策定支援業務委託
に係る公募型プロポーザルについて

(仮称) 第 3 次浜田市総合振興計画等策定支援業務委託に係る公募型プロポーザルを下記のとおり実施するので、浜田市プロポーザル方式実施要綱(平成 28 年浜田市訓令第 3 号) 第 10 条第 1 項の規定により公告します。

令和 7 年 10 月 29 日

浜田市長 三 浦 大 紀

記

- 1 業務名称 (仮称) 第 3 次浜田市総合振興計画等策定支援業務
- 2 業務の目的
社会経済情勢や本市が抱える人口減少や少子高齢化等の課題を踏まえた新たなまちづくりの指針として、令和 9 年度を初年度とする「(仮称) 第 3 次浜田市総合振興計画」を策定するに当たり、民間事業者の豊富な知識、経験、専門性、技術力及び創造性等を活用し、計画策定に関する業務を円滑に遂行することを目的とする。
- 3 業務概要 「(仮称) 第 3 次浜田市総合振興計画等策定支援業務仕様書」
(浜田市ホームページに掲載) のとおり
- 4 実施要領 別紙のとおり
- 5 委託期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- 6 参加表明書提出期限 令和 7 年 11 月 21 日 (金)
- 7 企画提案書提出期限 令和 7 年 12 月 16 日 (火)
(裏面に続く)

8 所管課の名称及び連絡先

〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地

浜田市地域政策部政策企画課企画係

担当：石津、皆田

電話（0855）25-9500

電子メールアドレス seisaku@city.hamada.lg.jp

その他の詳細は、浜田市ホームページをご覧ください。

(仮称) 第3次浜田市総合振興計画等策定支援業務
公募型プロポーザル実施要領

令和7年10月
浜田市 地域政策部 政策企画課

(仮称) 第3次浜田市総合振興計画等策定支援業務 公募型プロポーザル実施要領

浜田市では、本市の最上位計画である「第2次浜田市総合振興計画」の計画期間が令和8年度に終了するにあたり、新たなまちづくりの指針として、令和9年度を初年度とする「(仮称) 第3次浜田市総合振興計画」を策定するため、公募型プロポーザル方式による受託者の選定を行いますので、次のとおり提案を募集します。

1 業務内容に関する事項

(1) 業務名称

(仮称) 第3次浜田市総合振興計画等策定支援業務

(2) 業務目的

社会経済情勢や本市が抱える人口減少や少子高齢化等の課題を踏まえた新たなまちづくりの指針として、令和9年度を初年度とする「(仮称) 第3次浜田市総合振興計画」を策定するに当たり、民間事業者の豊富な知識、経験、専門性、技術力及び創造性等を活用し、計画策定に関する業務を円滑に遂行することを目的とする。

(3) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 業務内容

本業務の仕様は、別添「(仮称) 第3次浜田市総合振興計画等策定支援業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおりとする。

ただし、仕様書の内容は現時点におけるものであり、このプロポーザルにより選定した、当該業務の契約の相手方となるべき受託候補者（優先交渉権者）の提案書の内容を踏まえ、調整の上確定する。

(5) 提案上限額（消費税及び地方消費税を含む。）

提案上限額は、7,246,000円とし、また、各年度の上限額を以下のとおりとする。これを超える金額での提案は認められないので注意すること。

ア 令和7年度における提案上限額 4,740,000円

イ 令和8年度における提案上限額 2,506,000円

2 提案資格

本プロポーザルに参加できる者は、以下の全ての条件を満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該

当しない者

- (2) 浜田市物品調達等競争入札参加者資格審査等要領（平成 17 年浜田市告示第 118 号）第 5 条第 2 項の有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）の分類「役務等の提供」の大分類「企画・製作」の小分類「アンケート・計画策定」に登録されている者
- (3) 公告（公募開始）の日（令和 7 年 10 月 29 日）において、浜田市物品調達等競争入札参加者資格審査等要領に基づく指名停止を受けている期間にない者
- (4) 令和 2 年度以降において、地方自治体が発注した次の業務履行実績を有すること。
 - ・総合計画などの行政計画の策定支援業務又は改定業務

3 募集及び審査日程

期間	内容
令和 7 年 10 月 29 日(水)	公告（公募開始）、実施要領配布
令和 7 年 10 月 29 日(水) ～12 月 9 日（火）	質問書受付期間
令和 7 年 11 月 21 日(金)	参加表明書等提出期限
令和 7 年 12 月 16 日(火)	提案書提出期限
令和 7 年 12 月 19 日(金)	第一次審査（書面審査）決定通知
令和 7 年 12 月 25 日(木)	第二次審査（プレゼンテーション審査）
令和 7 年 12 月 26 日(金)	第二次審査選定結果の通知
令和 8 年 1 月上旬	契約締結

4 参加表明書について

「2 提案資格」を満たし、このプロポーザルに参加する意思のある者は、次のとおり参加表明書等を提出すること。

(1) 提出書類及び提出部数

- ア 公募型プロポーザル方式参加表明書（様式第 1 号） 1 部
- イ 事業者概要書（様式第 2 号） 1 部
- ウ 業務実績書（様式第 3 号） 1 部

(2) 提出期限

令和 7 年 11 月 21 日（金）午後 5 時まで（必着）

(3) 提出場所

「13 担当課・問合せ先」と同じ

(4) 提出方法

電子メールで提出することとする。

5 提案書について

参加表明者の資格確認後、有資格事業者に対して、資格確認通知書及びプロポーザル方式提案書提出依頼書を送付するので、次のとおり提出すること。

(1) 提出書類

記載事項	記載上の留意点
ア 提案書 【任意様式】	<p>提出書類の用紙サイズは A4 版（縦横を問わない。）とすること。これにより難い場合は、問い合わせること。</p> <p>なお、書式・書体は自由形式とし、総ページ数は 20 ページ（表紙は含めない。）以内とする。（両面印刷不可）</p> <p>また、企画書とは別に、企画提案書の内容を簡潔にまとめた概要書を作成してもよい。書式・書体は自由形式とし、用紙サイズは A3 版（縦横を問わない。）1 枚でまとめること。（両面印刷不可）</p> <p>表紙に、表題、会社名、代表者名及び連絡先を記すこと。</p> <p>内容は、仕様書を熟読の上、次の事項を盛り込むこと。</p> <ul style="list-style-type: none">・提案の全体概要・業務遂行スケジュールと実施体制・その他提案 <p>※ 提案書の構成については、「(仮称) 第 3 次浜田市総合振興計画等策定支援業務公募型プロポーザル審査評価基準表」の「審査項目（審査基準）」に沿った提案とすること。</p>
イ 参考見積書 【任意様式】	必要な内訳があれば詳細に記載すること。なお、見積金額は消費税及び地方消費税を含めた金額とすること。

(2) 提出部数

12 部（原本 1 部、副本 11 部。ただし、参考見積書は 1 部とする。）

(3) 提出期限

令和 7 年 12 月 16 日（火）午後 5 時まで（必着）

※ 提出期限までに提出がない場合は、辞退されたものとみなす。

(4) 提出場所

「13 担当課・問合せ先」と同じ

(5) 提出方法

持参又は郵送で提出することとする。

（持参の場合は、土・日・祝日を除く、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）

6 第一次審査（書類選考）

(1) 選定方法

提出された企画書等の内容を別に定める審査基準により評価を行い、一定基準を満たした提案者 4 者程度を選考する。ただし、提案者が 4 者以下の場合は、実施しない。

(2) 第一次審査の選定結果の通知

全ての提案者に令和 7 年 12 月 19 日（金）までにメールにより通知する。

なお、選定結果等についての疑義や問合せについては一切受け付けない。

7 第二次審査（プレゼンテーション）

(1) 実施日

令和 7 年 12 月 25 日（木）（予定） ※ 詳細は別途通知する。

(2) 実施方法

対面又はリモートにより実施

(3) 場所

浜田市役所内会議室

(4) 出席者

プレゼンテーションに出席できる者は、最大 3 名までとする。

(5) 実施内容

ア プrezentationは、提案説明を 20 分以内で行い、その後、質疑応答を 20 分以内で行う。

イ 提案説明は、提出済みの提案書をもとに行い、その内容を逸脱しないこととする。

ウ プrezentationでのパワーポイント等の使用を可能とする。そ

の際必要となるプロジェクター、スクリーン及びプロジェクター用コードは、当市にて準備する。

エ プレゼンテーションは、非公開で実施する。

(6) 選定結果

各審査委員の評価点の合計が、満点の6割以上である事業提案を行ったプロポーザル参加者のうち、評価点の合計が最も高いプロポーザル参加者を最優秀委託候補者、次点の者を優秀委託候補者として選定する。また、評価点が同点の場合は、各審査委員の協議により決定するものとする。

なお、プロポーザル参加者が1者の場合においても、審査会議における評価の結果、各審査委員の評価点の合計が満点の6割以上に達している場合、当該プロポーザル参加者を最優秀委託候補者に選定する。

(7) 第二次審査の選定結果の通知

全ての第二次審査参加者に令和7年12月26日(金)までにメールにより通知する。

なお、選定結果等についての疑義や問合せについては一切受け付けない。

8 契約

最優秀委託候補者の決定後、提案内容に基づき、契約条件等について協議の上、契約を締結するものとする。

なお、最優秀委託候補者と協議が整わない場合や最優秀委託候補者が失格要件に該当する場合には、最優秀委託候補者との協議を打ち切り、優秀委託候補者と交渉するものとする。

9 失格条件

次の事項に該当していることが判明した場合、その提案者を失格とする。

- (1) 提出方法、提出先又は提案書の受付期間に適合しない場合
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (3) 虚偽の内容が記載されている場合
- (4) 提案された見積金額が提案上限額を超過している場合
- (5) 正当な理由なくプレゼンテーションに参加しなかった場合
- (6) 契約締結までの間に本実施要領に定める提案資格を満たさなくなつた場合
- (7) その他、行為が法令違反であり、審査結果に影響を与えるおそれがある場合

10 実施要領等の配布

プロポーザル実施に関する資料は、浜田市ホームページよりダウンロードすることにより配布する。

※ 窓口又は郵送等での配布は行わない。
(URL)

11 実施要領等に対する質問に関する事項

この実施要領及びプロポーザル全般に関することについて、質問がある場合は次のとおり受け付ける。

(1) 提出書類

質問書（様式第4号）

(2) 受付期間

令和7年10月29日（水）～12月9日（火）午後5時

(3) 提出場所

「13 担当課・問合せ先」と同じ

(4) 提出方法

電子メールで提出することとする。

(5) 回答

質問者に対して受付後1週間以内を目途に回答する。また、市ホームページで質問及び回答を公表する（質問者名は非公表）。ただし、提案内容に係る質問であると当市が判断した場合は、公表しない。

12 その他の留意事項

- (1) 提出期限までに参加表明書の提出がなかった場合、又は提出した場合においても提案資格を有しない旨の通知を受けた場合は、提案書を提出することはできない。
- (2) 本プロポーザルの参加に係る費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された参加表明書及び提案書は、返却しない。
- (4) 提出された参加表明書及び提案書は、提案資格の確認又は受託者の選定以外に提案者に無断で使用しない。
- (5) 提出期限後における参加表明書並びに提案書の差替え及び再提出は認めない。
- (6) 参加表明書又は提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書又は提案書を無効とともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。

- (7) 提案資格の通知後又は提案書の提出後において、「2 提案資格」を満たさないこととなった場合は、提案を行うことができないこととし、提案書が既に提出された場合にあっては、その提案書は無効となる。
- (8) 提出書類の内容及び当市の評価については、浜田市情報公開条例（平成17年条例第20号）第7条に規定する不開示情報を除き、情報公開の対象となる。

13 担当課・問合せ先

〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地

浜田市地域政策部政策企画課企画係（浜田市役所本庁舎3階）

担当：石津、皆田

電話：0855-25-9500（直通）

電子メール：seisaku@city.hamada.lg.jp